

船舶事故調査報告書

令和5年12月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）
委員 上野 道 雄
委員 岡本 満喜子

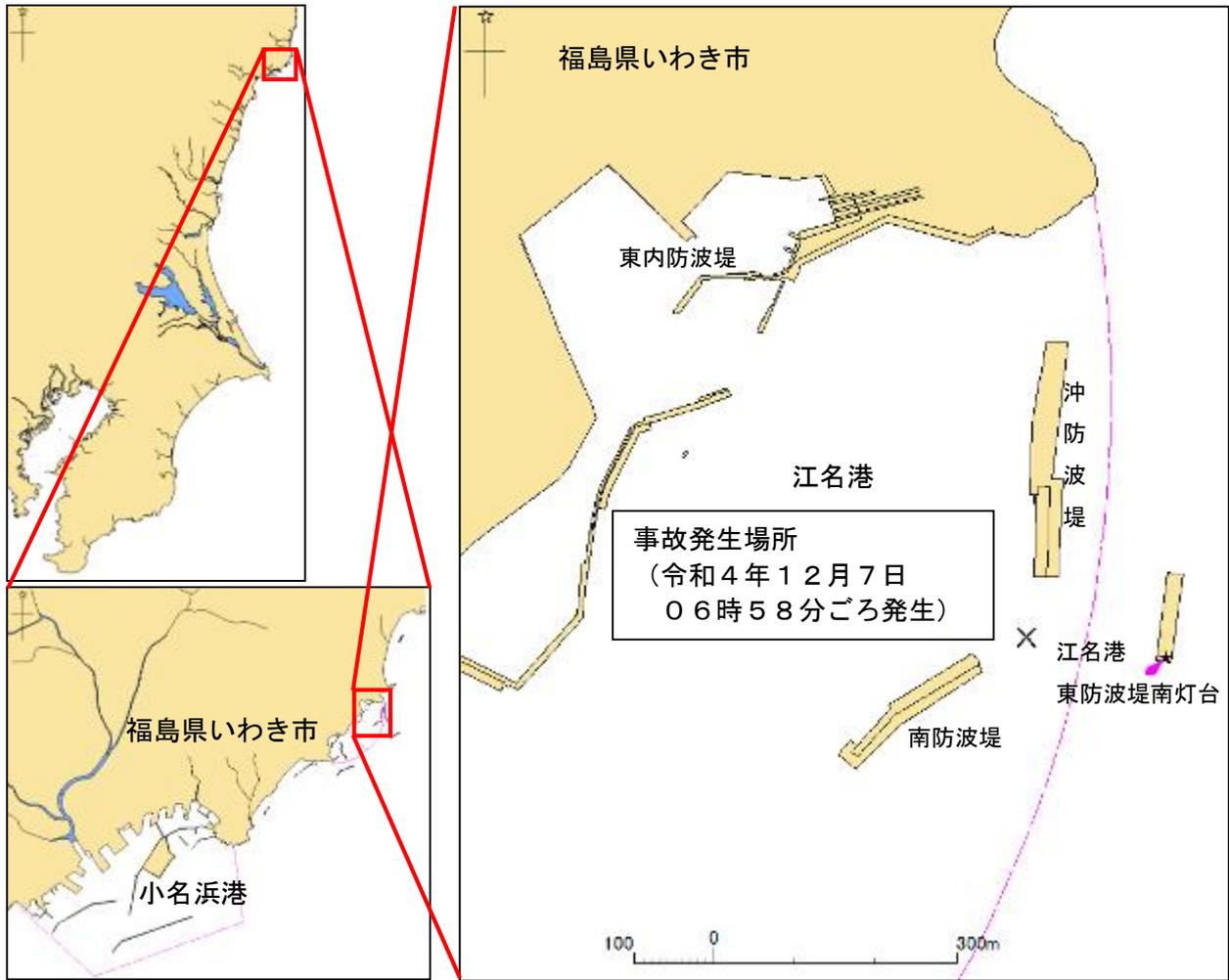
事故種類	衝突
発生日時	令和4年12月7日 06時58分ごろ
発生場所	福島県いわき市江名港 江名港東防波堤南灯台から真方位278°180m付近 (概位 北緯36°57.9′ 東経140°57.9′)
事故の概要	漁船 ^{こうめい} 光明丸は、南東進中、また、漁船 ^{しんぼう} 新宝丸は、操業しながら南東進中、両船が衝突した。 新宝丸は、船長が負傷し、船尾部に亀裂等を生じ、また、光明丸は、船首船底外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和5年1月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 光明丸、1.1トン FS3-6234（漁船登録番号）、福島県漁業協同組合連合会 7.27m(Lr)×1.92m×0.61m、FRP ディーゼル機関、69.90kW、平成24年8月 第210-55634号（船舶検査済票の番号） B 漁船 新宝丸、1.1トン FS3-6242（漁船登録番号）、福島県漁業協同組合連合会 7.27m(Lr)×1.92m×0.61m、FRP ディーゼル機関、77kW（動力漁船登録票による）、平成 24年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 90歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月21日 免許証交付日 平成30年8月22日 (令和6年8月13日まで有効) B 船長B 61歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成25年8月15日

	免許証交付日 令和4年8月24日 (令和10年8月14日まで有効)
死傷者等	A なし B 軽傷 1人(船長)
損傷	A 船首船底外板に擦過傷 B 船尾部に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時36分ごろ
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、まぐろ一本釣り漁の目的で、江名港東方約12海里沖の漁場に向け、令和4年12月7日06時50分ごろ、江名港の定係地を出航した。</p> <p>A船は、船長Aが、操舵室内で立って手動操舵により操船を行い、甲板員に前部甲板の魚倉内の排水作業を行わせ、東内防波堤先端を航過した際、江名港の沖防波堤と南防波堤の間の港口（以下「本件港口」という。）を一瞥したところ、船影等を認めなかったため、本件港口の中央に向けて変針し、約10ノット(kn)の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進した。</p> <p>船長Aは、変針直後、左足元に自分の救命胴衣があるのを見て着用していなかったことに気付き、すぐに着用しようと救命胴衣に左手を通した後、右手を通そうとしたものの、着膨れをしていたので、右手がなかなか通らなかった。</p> <p>A船は、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、左斜め上方に顔を向けて目を閉じた状態で、右手を突き上げながら、左手で救命胴衣を引っ張ったものの、着用に手間取り、何とか右手が通った直後の06時58分ごろ、強い衝撃の後、船首が持ち上がり、B船の船尾側から乗り上げる態勢で衝突した。</p> <p>船長Aは、すぐに機関を後進にかけてB船から離れた後、頭から出血していた船長Bに負傷の程度と船体の損傷状況を確認したところ、自力で帰航できる旨の返事があったので、A船が江名港内の定係地に着岸後、119番及び海上保安庁に通報を行った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、ひらめ引き釣り漁の目的で、06時50分ごろ、江名港を出航した。</p> <p>B船は、06時56分ごろ、船長Bが、本件港口の手前150m付近から東内防波堤までの船尾方向を確認したものの、他船を認めなかったため、約3knで南東進し、操縦席左舷側に設置した電動リールから引き索を約20m繰り出して左手で張り具合を確認しながら、引き釣りの操業を開始した。</p> <p>B船は、06時58分ごろ、船長Bが、引き索の状況を確認しようと船尾方を振り返ったところ、A船が後方10m付近に迫っており、</p>

	<p>A船がB船に乗り上げる態勢で衝突した。</p> <p>船長Bは、B船に浸水及び漏油がないことを確認した後、頭部から出血していたことに気付き、タオルで止血をし、自力航行で江名港の定係地に着岸後、救急車によりいわき市内の病院に搬送され、頭部打撲及び挫創と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 衝突状況図、写真1 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>船長Aは、本件港口付近だけを一瞥して他船を認めなかったため、前路に他船はいないと思い込んでしまったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本件港口手前150m付近から東内防波堤までの船尾方を確認したものの、他船を認めなかったため、操業に意識を向けて衝突直前までA船に気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、江名港内を南東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、救命胴衣の着用時間に時間を要しないと思って着用しようとしたものの、着用で手間取り、左斜め上方に顔を向けて目を閉じた状態で航行を続けたことから、前路のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、東内防波堤先端を航過した際、本件港口付近だけを一瞥したことから、他船を認めず、前路に他船はいないと思い込んだものと考えられる。</p> <p>B船は、江名港内を操業しながら南東進中、船長Bが、操業に意識を向けて航行を続けたことから、A船が船尾方から接近していることに衝突直前まで気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、操業開始前に船尾方を確認した際、他船を認めなかったことから、操業に意識を向けて航行を続けていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、江名港において、A船が南東進中、B船が操業しながら南東進中、船長Aが、前路に他船はいないと思い込み、救命胴衣を着用しようとしたものの、着用で手間取り、左斜め上方に顔を向けて目を閉じた状態で航行を続け、また、船長Bが、操業に意識を向けて航行を続けたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣は、出航前に着用すること。 ・港内は、他の船舶の出入りも多く、港湾施設等により見通しも制限されることもあるので、船長は、周囲の見張りを厳として、安

	全な速力で航行するなど安全運航に、より集中すること。
--	----------------------------

付図1 事故発生場所概略図



付図2 衝突状況図

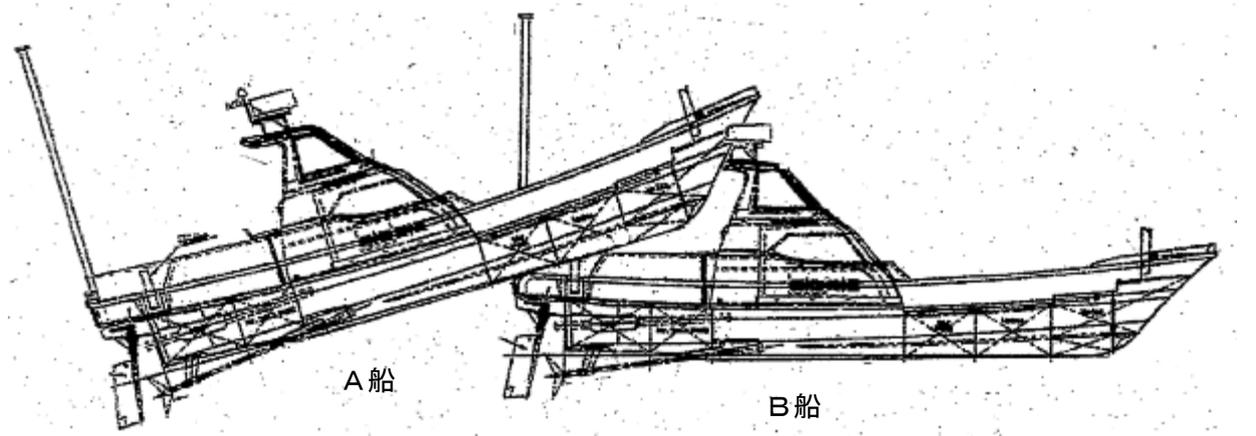


写真1 B船の損傷状況

